

江戸川区スーパー堤防整備方針の再検討を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 22 号

受理年月日 令和元年 9 月 17 日

付託年月日 令和元年 9 月 25 日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区は、東京東部低地の東京湾岸に位置しており、また、地盤高が満潮時水位より低い地区が多いことから、水害から区民を守るために、江戸川、荒川、中川、新中川、旧江戸川に「スーパー堤防」を整備する、江戸川区スーパー堤防整備方針（以下、方針と記す）を平成 18 年 12 月に定め、「スーパー堤防」整備を小松川、平井、北小岩等で実施してきました。

方針策定から 10 余年が経過しましたが、事業の進捗が遅々としていること、事業実施箇所においても暫定整備に留まっている箇所があること、地盤整備施工方式不備による施工不良が発生したこと等の課題が浮かび上がってきています。一方で近年の、東日本大震災、西日本豪雨、常総水害など、降雨や高潮などに現れる気象現象にも変化が見られており、本年、江戸川区のハザードマップも大幅な改訂が施されました。

さて、方針の「スーパー堤防（高規格堤防）整備事業について」には、「国土交通省が推進するスーパー堤防は、予想しえない様々な自然災害に対して、極めて強靱な構造を有するものである。」とありますが、国交省は「高規格堤防における高さの 30 倍の幅は、高規格堤防設計水位の水深を 15 センチと設定している」と回答しています。つまり、30 倍の幅の高規格堤防は実は堤防の洗掘に耐える限界の越流水深を 15 センチと想定していることとなります。これでは、「予想しえない様々な自然災害に対して、極めて強靱な構造を有する」とは言い切れないでしょう。

また、東京都が進めるスーパー堤防と国交省が進める高規格堤防では、目的も構造も施工範囲も異なっています。しかし、方針では、それらをすべて「スーパー堤防」と表記し、必要性を超過洪水対策にひとくくりにしてしまっています。東京都のスーパー堤防は耐震性と親水性の向上を目的としており、耐越水性能は付与されていません。荒川と中川が並走する区間では、中川左岸に高規格堤防を整備しようとする国交省と中川の河川管理者である東京都が推進するスーパー堤防が同じ場所に計画されることとなります。

江戸川区のハザードマップでは、想定しうる最大の外力による水害として、江戸

(裏面に続く)

川区のほぼ全域が浸水し、洪水処理に2週間以上が必要であると予測し、命を守るためには広域避難が必要であるとしています。このような危機想定に対して、方針の示す「スーパー堤防」では、全く無力であるように見えます。

これらのことから、整備の時間軸、整備の費用、整備の効果、整備の住民負担等を再度原点に立ち返り、本当に必要で効果のある方針であるのかを少なくとも再検討する必要があると考えます。

つきましては、下記のとおり陳情します。

記

スーパー堤防整備事業・高規格堤防整備事業の必要性等にかかる問題点を明確に整理し、江戸川区ハザードマップとの整合性を整理し、自治体為政者として、いかにして区民を水害から守るかという観点に照らし、江戸川区スーパー堤防整備方針の再検討を真摯に実施することを求める。